

戦後日本政治と「首相演説」④

藤 本 一 美

<総目次>

序文

第一部 敗戦と占領—1940年代後半

- 第1章 1945年の政治状況と「首相演説」(『(専修大学)社会科学年報』第56号〔2022年3月〕)
- 第2章 1946年の政治状況と「首相演説」(『専修法学論集』144号〔2022年3月〕)
- 第3章 1947年の政治状況と「首相演説」(同上)
- 第4章 1948年の政治状況と「首相演説」(『専修法学論集』145号〔2022年7月〕)
- 第5章 1949年の政治状況と「首相演説」(同上)

第二部 講和と独立—1950年代

- 第6章 1950年の政治状況と「首相演説」(本号)
- 第7章 1951年の政治状況と「首相演説」(同上)

第二部 講和と独立—1950年代

第6章 1950年の政治状況と「首相演説」

<目次>

- 1, はじめに
- 2, 1950年の政治状況
- 3, 第三次吉田茂内閣
- 4, 首相演説
- 5, おわりに

〈注〉

資料①吉田茂首相の施政方針演説（1950年1月23日）

資料②吉田茂首相の施政方針演説（1950年7月14日）

資料③吉田茂首相の施政方針演説（1950年11月24日）

1. はじめに

GHQのダグラス・マッカーサー元帥は1950年1月1日、日本国民に告げる声明を発表。その中で、「この憲法の現実とはとえどのような理屈をならべようとも、相手側から仕掛けてきた攻撃に対する自己防衛の冒しがたい権利を全然否定したものとは絶対に解釈できない」と述べて注目された。すなわち、マッカーサー元帥は正月の声明の中で、日本国憲法は自衛権を否定したものでない、と指摘したのである⁽¹⁾。

これを受ける形で、吉田茂首相は1月23日に再開された第7回通常国会における衆参本会議の施政方針演説の中で、「憲法に宣言している戦争軍備の放棄に徹し、世界平和に貢献しようとする国民の決意それ自体が我が国の安全保障の中核である。戦争放棄の趣旨に徹することは、自衛権の放棄を意味しない」と述べて、日本国憲法第9条の規定をめぐる解釈が危機にさらされることになった⁽²⁾。

越えて、6月25日、「朝鮮戦争」が勃発した。北朝鮮軍が25日、韓国に武力侵入を開始したのだ。朝鮮戦争が、我が国に極めて大きな影響を与えたのはいうまでもない。それは、ドッジ不況下にあえいでいた日本経済に“特需ブーム”による景気好転をもたらしたからである⁽³⁾。

朝鮮戦争を契機に7月8日、マッカーサー元帥は吉田首相に指令を出し、7万5千人の警察予備隊の創設と海上保安庁職員8千人の増加を求め、8月10日、警察予備隊令により警察予備隊が設置され、これが後に保安隊そして自衛隊の創設へとつながっていく⁽⁴⁾。

第8回臨時国会が7月12日に召集、7月14日、吉田首相は衆参両院本会

議で施政方針演説を行い、朝鮮戦争に対する我が国の基本的態度、早期講和の実現、地方自治の強化、国内の治安維持の必要性、貿易振興、および失業対策の極化など各般にわたり所信を述べた⁽⁵⁾。

こうした状況の下で、いわゆる“レッドパージ”が遂行され、共産主義者およびその同調者が公職や民間企業から罷免・解除されていった。それは1946年から始まっており、1950年のレッドパージは、5月3日のマッカーサー元帥の声明に続き、6月6日の日本共産党幹部24名追放、6月7日、『赤旗』編集幹部17名の追放指令、朝鮮戦争が勃発した翌日の6月26日にはGHQは『赤旗』を発禁処分とし、また、追放の対象者が民間の産業界から政府機関の公務員まで拡大した⁽⁶⁾。

このように、レッドパージが拡大する一方、他方で戦争犯罪者の追放解除が進められ、10月13日、1万90人の戦争責任者が、また、10月30日には、職業軍人3,250人が追放解除となった。こうした中で、11月21日、第9回臨時国会が召集、11月24日には、衆参両院本会議で吉田首相の施政方針演説が行われ、吉田首相は早期講和への期待を強調するとともに、平和国家、民主国家の再建、健全な国民思想の涵養と文教の振興、経済安定復興、および災害対策の重要性を訴えた⁽⁷⁾。

本章では、最初に、1950年の日本の政治状況を紹介する。その上で、吉田内閣の動向と吉田首相の3回にわたる施政方針演説の内容を検討し、最後に、この年の政治の一端を述べてみたい。

2、1950年の政治状況

戦後「米ソ冷戦体制」がヨーロッパからアジアへと拡大する過程で、大きな契機となったのが、1949年10月1日の中華人民共和国の成立と1950年6月25日の朝鮮戦争の勃発に他ならない。これらの事実はまた、アジア地域での米軍再増強の根拠ともなった。特に朝鮮戦争を通じて、我が国は米国のアジアにおける「反共の防壁」としての役割を担うことになり、それ

が対日平和条約の早期成立を促し、また、警察予備隊の設置、保安隊、および自衛隊の創設につながったのは否めない。その際、朝鮮戦争は、米軍の緊急調達＝「特需」、つまり、急激な需要増大を生み出し、日本の経済を復活させる上で大きな貢献を果たした、といえる⁽⁸⁾。

朝鮮戦争が6月25日に勃発するや、米軍は日本の基地から朝鮮の戦場へ向かった。そのため、日本国内では、戦争に備えて防空問題、非常措置宣言、および義勇兵問題が論じられ、政府は、在日米軍の行動を「国際警察行動」であるとして協力の意思を示した。こうした状況の中で、7月8日、マッカーサー元帥の指令に基づき、政府はポツダム政令により、警察予備隊令を公布し、定員7万5千人からなる警察予備隊が創設され、それと同時に海上保安庁法の一部を改正する政令で、同庁の定員を1万人から1万8千人に増員することになった⁽⁹⁾。

ところでこの時期、いわゆる“レッドパージ”が世間の注目を集めていた。レッドパージとは、朝鮮戦争勃発の前後の時期に、GHQの指令もとで日本政府や企業が実施した、共産主義者およびその支持者たちの一方的解雇のことをいう⁽¹⁰⁾。

日本共産党は1950年1月6日、コミンフォルムの機関誌『恒久平和と人民民主主義のために』から平和革命理論を批判され、その過ちを認めて戦術転換をしていた。マッカーサー元帥は、5月2日、憲法施行記念日を前にした声明で国際共産主義運動と日本共産党に強い批判を浴びせ、共産党の非合法化を示唆した。そして、6月6日にはマッカーサー元帥は吉田首相に書簡を送り、共産党中央委員24人の公職追放を指令し、翌7日、共産党の機関誌『赤旗』編集関係者17人の公職追放とした。さらに6月25日、朝鮮戦争が勃発するや翌26日、『赤旗』の停刊が指令されたのである。その後、レッドパージは、民間産業各社はじめとして、官公庁まで拡大していった⁽¹¹⁾。

本章の冒頭で述べたように、米国が意図する方向で日本の講和条約の見

通しがつく一方、米国の占領政策には占領以前の旧体制を志向する、「逆コース」路線が明白となってきた。この逆コースの制度面での最初のものが、いわゆる戦犯の追放解除に他ならない。吉田内閣は10月13日、陸海軍関係者3,072人を含む1万90人の追放解除を発表し26日に実施した。続いて30日には、職業軍人3,250人が追放解除となった。

このように、予想以上に大量の追放解除が行われた背景として、二つの理由が考えられる。第一は、追放が単なる刑罰的意味をもつより、日本の民主化のために指導者を一応各界から引退させ、新しい指導者による民主的な新日本を再建させるためのものであって、この民主化促進という第一の目的が占領5カ年の経過からみてほぼ達せられ、講和条約を結ぶ準備ができたので、日本にできるだけ自主性を与えるべき時期にきたこと。第二に、より大きな要素としては、何よりも1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争およびその経過をめぐる極東情勢の変化が占領政策の緩和へと米国の立場を変えさせ、追放解除の措置を促進させたのである⁽¹²⁾。

周知のように、日本国内では、講和問題が早くから論じられ、1949年秋には、いわゆる「全面講和」か「単独=多数講和」をめぐる鋭い論争が生じていた。そして、1950年1月1日、マッカーサー元帥が年頭の辞において、「国内的にはすでに事実上の講和を達成したとあってよい」と述べて、講和条約の締結が近いことを匂わせた⁽¹³⁾。

こうした中で、米国政府は、4月6日、ジョン・F・ダレスを国務長官顧問に任じ、対日講和の促進にあたらせ、また6月25日、朝鮮戦争が勃発したので、日本を西側陣営の一員に加えることが加速化された。米国国務省は11月24日、①条約締結国の資格、②国連加盟問題、③領土問題の処理、④独立後の安全保障、⑤政治上・通商上の取り決め、⑥賠償請求権の放棄、⑦紛争に関する、いわゆる「対日講和7原則」を発表した。そして、翌1951年1月25日、米大統領特別代表としてダレスが再来日、吉田首相と会談し、講和条約と日米安全保障条約とが、セットとして行われることが双方で了

解されたのである⁽¹⁴⁾。

3, 第三次吉田茂内閣

第2回参議院・通常選挙が6月4日に行われ、吉田首相が率いる自由党は52人の当選者を出し、改選前の61人から76人に拡大して参議院で第一党に躍り出た。しかし、過半数にはまったく及ばなかった。6月21日、韓国を訪問していたダレスが来日、ダレスの任務は講和後の対日講和の条件づくりに関するものであった。ダレスは吉田首相と会談し、講和後における日本の再軍備を要求してきた。しかし、吉田首相は次の三つの理由をあげて、この要求に反対した。

第一に、米ソ両大国に匹敵する武力をもつことは経済的に耐えられない。第二に、国民思想の実情からいって、再軍備の背景たるべき心理的基盤が全く失われている。第三に、理由なき戦争に駆り立てられた国民にとって、敗戦の傷跡がいくつも残っている、ということであった。吉田首相に言わせれば、講和後の空白は米軍の継続駐留でうめる。また、経済がまだ回復していないのに再軍備するのは「愚の骨頂」であるし、憲法九条の規定からして無理な相談であった⁽¹⁵⁾。

ダレスが日本に滞在していた6月25日、朝鮮戦争が勃発し世界を驚かせた。7月8日、マッカーサー元帥は、吉田首相に対し、国家警察予備隊の創設と海上保安庁の人員を増員することを指令、8月10日、政府は政令で警察予備隊令を公布したのである⁽¹⁶⁾。

11月23日、政府はマッカーサー書簡にしたがって国会に提出していた二法案を「ポツダム政令」として施行することを決定し、翌24日、これを電気事業再編令・公益事業令として公布した。これに対して、野党は国会開会中にポツダム政令で懸案を処理したことは国会の自主性を放棄したものだとして強く非難、そのあおりを食って、当日予定されていた吉田首相の施政方針演説を参議院では行うことができなかった⁽¹⁷⁾。野党側は、政府が電

気事業再編成に関して法律ではなく、ポツダム政令で処理したのは国会の審議権を無視したものであるとし「国会審議権尊重に関する決議案」を提出し、それは、賛成多数でもって可決された。政治学者の大森彌がいみじくも指摘するように、「吉田首相は、独自性を主張する参議院との対応に難航すると、マッカーサーの威光を借りて安易にポツダム政令で処理することを選んで国会の審議を軽視することが多かった」のである⁽¹⁸⁾。

4、首相演説

①吉田茂首相の施政方針演説（1950年1月23日）

吉田首相は1月23日、第7回通常国会の再開にあたり、衆参両院の本会議で施政方針演説を行い、講和問題について再び所信を明らかにし、また、「自衛権は放棄されず」と述べるとともに、財政、経済問題について概略的な方針を述べた⁽¹⁹⁾。

吉田首相の施政方針演説の中で、注目されたのは次の点である。

- (1) 全面講和は希望すべきことだが、これは国際客観情勢によることでわが国の現状ではどうすることも出来ない。
- (1) 世界の平和に貢献しようとする決意によって世界の民主主義国家の信頼を確保し、この相互信頼をうることが安全保障の途である。
- (1) 戦争放棄は自衛権の放棄を意味しない。
- (1) 公務員給与ベースに関する人事院の勧告には応じがたい、給与引き上げは物価と賃金の悪循環を引き起こす。
- (1) 農業問題については財政審議会を設け農地の改良保全、農産物の最低価格維持などの施策に万全を期す⁽²⁰⁾。

吉田首相の施政方針演説に対して、1月25日から野党による一般質問が始まり、講和問題、自衛権問題、および基地提供問題などについて質疑が行われ、吉田首相から「講和促進の道を求めるにあたり、日本は極東の安定力たれ」などの答弁があった⁽²¹⁾。

吉田首相の施政方針演説について、『朝日新聞』は「社説：楽観的な首相の施政演説」の中で、新味がなくて手放しの楽観論に満ちているとして、次のように批判している。

「第7回国会の施政方針演説の中で、吉田首相が手放して楽観しているようには、われわれ国民は楽観するわけにはいかない。ひところは近づきそうにみえた対日講和の機運も、何時しか遠ざかったかのような感をうけている国民には、“わが政治経済の安定は、自然連合国の好意と期待とをもって迎えられ、対日講和の機運が助成しつつある”とは、必ずしも感じられないのである。・・・総じて吉田首相の施政方針演説は、楽観的な一色をもって塗りつぶされている感がある」⁽²²⁾。

『朝日新聞』はまた“国会記者席”と“天声人語”の中でも、吉田首相の演説を「出がらし演説で新鮮味がない」とか「手話の楽観が全体の調子」となっている、と手厳しく批判している⁽²³⁾。

『読売新聞』もまた「社説：平凡な施政演説」の中で、吉田首相の演説を次のように批判した。

「・・・吉田首相の施政演説が行われた。大体の趣旨は第一に講和会議は結局、日本がどうすることも出来ない国際情勢の如何によることで、われわれとしてはその日も早きことを望むよりしかたがない。第二はわが国が平和主義民主主義に徹することが、民主主義諸国の信頼を高める道であり、そこに安全保障の基礎を求める。第三にドッジ財政、第四にシャープ税制改正を目指し最後に引揚げ問題の促進に一層の努力を払う旨を強調したもので、別段新規の構想もなく平凡な演説であった」⁽²⁴⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのよう述べられていたのでしょうか。具体的に検討してみよう。

まず、①の全体の特色と概要である。全体の特色は何よりも、“自衛権は放棄せず”として、安全保障の途をさぐり、民主国家の相互信頼を謳っ

たことである。概要は「全面講和」、「安全保障の途」、「戦争放棄」、「公務員給与」、および「農業問題」などから構成。②の現状認識については、全面講和は希望すべきことであるが、国際的客観情勢を見極めることが大事であると、国際関係のリアリズムに立った認識が示され、吉田首相の外交官としての経験がしのばれる。③の公約・理念としては、世界の民主主義国家の信頼を確保して、相互信頼を得ることが安全保障の途である、と説いていることだ。④課題への対策に関しては、自衛権は放棄せず、安全保障の途をさぐるべきだと、明確に示している点であろう。⑤諸外国との関係については、中国の政情に言及する一方、対日理事会での米国およびオーストラリア政府が採った措置に謝意を表している⁽²⁵⁾。

②吉田茂首相の施政方針演説（1950年7月14日）

第8回臨時国会が7月12日に召集され、吉田首相は7月14日、衆参両院の本会議で施政方針演説を行った。その中で、吉田首相は、この臨時国会が地方税法案を主たる議事としていることから、まず同法案の提案理由を説明していたものの、実際の内容は朝鮮戦争の重要性に鑑み、早期講和を望み、全面講和や永世中立論を排除している⁽²⁶⁾。

まず、朝鮮戦争については、次のような認識を示した。

- 1、朝鮮の事変は赤色侵略者の旗手が日本に近づいて来たことを示すもので、わが国自体がすでに危険にさらされている。
- 1、日本は自由国家群とともに世界平和に貢献せんとする意気をハッキリ示すことによって、安全保障が得られる。
- 1、国連の措置にたいし、わが国は可能な範囲で協力しなければならない。

一方、講和問題と国内の受け入れ体制については、国論が早期単独講和の一線にまとまることを要望して、次のように述べた。

- 1, 政府は早期講和を期待し、国内の受け入れ体制をととのえることに努力する。
近ごろ米英にも対日早期講和の機運が強まってきた。
- 1, いわゆる全面講和、永世中立などを唱えることは、たとえ愛国心から出たものであっても、まったく空論であり、自らを共産党のワナに陥れんとする危険千萬な思想である。
- 1, 反米思想をそそのかし、治安を乱している早期講和を阻止するものに対しては、治安維持の見地から善処する⁽²⁷⁾。

吉田首相の施政方針演説に対して、15日から野党による代表質問が開始され、野党側はホコ先を吉田首相の講和の見通し、朝鮮紛争とわが国との関連に集中するなど、特に首相の見解を独善的であるとする声が大であった⁽²⁸⁾。

吉田首相の施政方針演説について、『朝日新聞』は「社説：独断に堕ちた施政演説」の中で、次のように批判した。

「これまでの吉田首相の施政演説は、おおむね儀礼的な、お座なりのものが多く、国民を傾聴させるようなものはむしろ少なかった。第8回国会における施政演説は、内外諸情勢が異常な緊迫を示して折柄であるだけに、これまでは類を異にし、8千万国民を心から納得させるような説得力をもって内容を期待せしめたのであるが、そこには、早期講和論や永世中立論を排撃する露骨な感情むき出しにあらわれたほかに、国運の岐路の立つ一国の首相としての深慮遠慮がうかがわれなかったとは。期待外れといわざるをえない」⁽²⁹⁾。

一方、『読売新聞』は「社説：国連への協力は当然である」の中で、吉田首相の演説を次のように論評した。

「首相はまず臨時国会の中心課題である地方税改正法案について協力を求めたのち、早期講和への要望を強調し、朝鮮動乱に対する国連の措置と行動を支持し可能な範囲内においてこれに協力するのが当然であるとの見解を表明した。われわれはこの点に関してはまったく同感である。朝鮮今回の動乱についてわれわれは積極的にどうこういふべき立場にはないが、客観的事実としてこれをみれば、動乱の成行き如

何はわが国の安否にかかわる重大な問題であり、決して対岸の火災視すべき問題ではないはずである」⁽³⁰⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのように述べていたのであろうか。

まず、①の全体の特色と概要であるが、特色は朝鮮戦争の事実を踏まえて、国内体制を講和へもっていき、平和貢献で国連に協力することを謳っている。また概要は、「講和は国民の熱望」、「自由国家群とともに」、および「治安の維持に万全」とから構成。②の現状認識については、朝鮮戦争の重大性を指摘している点であろう。③の公約・理念は、平和貢献のため国連に協力を求めていることだ。④の課題への対策に関しては、講和は国民が熱望しているので、自由国家群とともに歩むべきだと強調している点である。⑤の諸外国との関係については、米国、および英国等の連合国に言及する一方、北朝鮮共産軍が南朝鮮に進入し、紛争状態にあると、述べている⁽³¹⁾。

③吉田茂首相の施政方針演説（1950年11月24日）

第9回臨時国会が11月21日に召集され、24日には、吉田首相の施政方針演説が衆議院本会議で行われた。しかし、続いて行われる予定であった参議院本会議での施政方針演説については、野党がポツダム政令の説明に怒り、しかも、吉田首相が議院運営会での説明の席をけたため、異例なことに流会となった。26日に至り、ようやく参議院本会議で施政方針演説が行われる始末であった⁽³²⁾。

さて、吉田首相の施政方針演説である。吉田首相は演説の中で、補正予算案にもった年度内の減税、公務員の給与引き上げなどの方針を説明するとともに、電力再編のポツダム政令による実施、文教の振興、および在外

同胞の引き上げについて、政府の態度を明確にした。また、マッカーサー元帥が陣頭指揮をとる朝鮮の戦況についても説明し、さらに、スウェーデン新国王の即位に祝福の言葉を述べた⁽³³⁾。

『朝日新聞』は「社説：説得力を欠く施政演説」の中で、吉田首相の施政方針演説を次のように批判した。

「・・・首相の施政演説に求めているものは、文字通り政府の“方針”であり、その方針を裏づけ、理解せしめる説得力である。しかるにいつもの例であるが、こんどの首相の演説も、この二つのものに欠けている。その点でなかならず遺憾なのは、施政演説の中の電力再編問題に関するものである」⁽³⁴⁾。

『読売新聞』もまた「社説：無内容な施政演説」の中で、吉田首相の演説を次のように批判している。

「こんどのような施政演説が、こういった国民の期待に答え得ないことは明らかである。少なくともこの機会に国民に呼びかけ、自己の政治方針を語り、国民の共感を得たい、といったような意図はほとんどうかがえない。吉田首相のほどの人が民主政治下の総理大臣が如何にあるべきか、という事を知らぬわけはあるまいと思うが、それにしてはあまりにもお座なりに過ぎる」⁽³⁵⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などを、どのように述べていたのか。

①の全体の特色と概要だが、特色は何よりも吉田首相が早期講和を待望しているとして、再建へ一層の努力を求めている点である。概要は「外電が対日講和の近いこと」、「朝鮮事変の行方」、「公務員の給与」、「文教の振興」、「電気事業再編成本案」、および「在外同胞の引き上げ」から構成。②の現状認識については、早期講和を待望するものの、再建に国民の一層の努力を求めていることだ。③の公約・理念に関して、一刻も速やかに一

国とでも多く講和をしたいと切望している国民としては平和国家、民主国家としての日本の再建にさらに一段努力すべきである、と訴えている。④の課題への対策については、上で述べたように、何よりも早期講和のため再建へ一層努力が肝心である、という点である。⑤の諸外国との関係に関しては、スウェーデン新国王の即位に祝福し、米国を中心に関係諸国との間で予備交渉が進められている、との指摘に留まっている⁽³⁶⁾。

5、おわりに

1950年という年は、占領政策を転換させるような大事件が続出した。実際、朝鮮戦争が勃発、それに伴う日本再軍備の糸口となった警察予備隊の設置。また、共産党支持者を公職から追放する“レッドパージ”の促進と戦争犯罪者の追放解除という具合に、米国の占領政策は大きく転換し、いわゆる「逆コース」が始まった⁽³⁷⁾。

そうした中で、吉田茂首相は単独＝多数講和に意欲を示し、日本経済の復活と独立を希求した。それが如実に現れたのが、国会における一連の施政方針演説の内容に他ならない。例えば、ポツダム政令の悪用に示されたように、野党を馬鹿にしたような吉田首相の「ワンマン的な政治運営」が著しく目についた、といわねばならない。

〈注〉

- (1) 『朝日新聞』1950年1月2日。
- (2) 藤本一美〔2000年〕『戦後政治の争点 1945～1970』専修大学出版局、85頁。
- (3) 〔1990年〕『議会制度百年史 国会史 上巻』衆議院・参議院、272頁。
- (4) 廣瀬克哉〔2005年〕「警察予備隊」佐々木毅他編『増補新版 戦後史大事典』三省堂、225頁。
- (5) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』、272頁～274頁。
- (6) 藤本、前掲書『戦後政治の争点 1945～1970』86～87頁。
- (7) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』268頁。
- (8) 神谷不二〔1966年〕『朝鮮戦争』中央公論社、179～185頁。

- (9) 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945~1970』90~91頁。
- (10) 竹前栄治〔2005年〕「レッドパーズ」佐々木毅他編, 前掲書『増補新版 戦後史大事典』938頁。
- (11) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』272頁。
- (12) 〔1951年〕『朝日年鑑 昭和27年(1952年)版』朝日新聞社, 132頁。
- (13) 『朝日新聞』1950年1月2日。
- (14) 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945~1970』96~97頁。
- (15) 吉田茂〔1957年〕『回想十年 第二巻』中央公論社, 160~163頁。
- (16) 大森彌〔1981年〕「第49代, 第三次吉田内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録 5』第一法規, 205~206頁。
- (17) 「国会冒頭から波乱一ポ政令に野党怒る」『朝日新聞』1950年11月25日。
- (18) 天川晃〔1990年〕「II 占領支配下の国会」内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録 4』第一法規, 194~195頁。
- (19) 「自衛権は放棄せず一首相, 施政方針演説で所信表明」『朝日新聞』1950年1月24日。
- (20) 同上。
- (21) 「社説: 楽観的な首相の施政演説」同上。『朝日新聞』1950年1月26日。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 「平凡な施政演説」『読売新聞』1950年1月24日。
- (25) 『朝日新聞』1950年1月24日。
- (26) 同上, 1950年7月15日。
- (27) 「国内体制を講和へ一吉田首相, 施政方針演説」同上。
- (28) 「野党各派・代表質問」同上, 1950年7月16日。
- (29) 「社説: 独善に堕ちた施政演説」同上, 1950年7月15日。
- (30) 「社説: 国連への協力は当然である」『読売新聞』1950年7月15日。
- (31) 「ポ政令に野党怒る一参院, 首相演説お流れ」『朝日新聞』1950年7月15日。
- (32) 「早期講和を待望一吉田首相・施政演説」同上, 1950年11月25日。
- (33) 同上。
- (34) 「社説: 説得力を欠く施政演説」同上。
- (35) 「無内容な施政演説」『読売新聞』1950年11月25日。
- (36) 「早期講和を待望一吉田首相・施政演説」『朝日新聞』1950年11月25日。
- (37) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』272頁。

資料① 吉田茂首相の施政方針演説（1950年1月23日）

第七回国会開会に際しまして、ここに施政の方針を述べるは、私の欣快といたすところであります。

終戦以来四箇年有余、同情ある外援と国民の努力によりまして、食糧事情は緩和せられ、生産は漸次回復し、貿易また増進いたしまして、財政の均衡を得るとともに、インフレは終息し、今や国家復興によみがえらんとする国民の意気とみに旺盛なるのは、まことに御同慶の至りであります。

経済の安定は自然政情の安定を促し、民主主義は国民の間にます／＼根底を固め、健全なる発達をいたしておることは、諸君御承知の通りであります。過激思想に対して、国民は正確なる判断のもとにこれを支持せざる事實は、累次の各種選挙において、はなはだ明瞭なる事実であります。すなわち各政党の得票に徴しまして、この事實ははなはだ明瞭と私は信ずるのであります。労働運動は、矯激、挑発的傾向より、漸次合法手段によって労働階級の利益の保護増進に努めんとし、穏健なる歩調をたどっております。わが政治経済の安定は、自然連合国の好意と期待とをもって迎えられ、対日講和の機運を醸成しつつあるは、諸君のつとに感知せられるところと信ずるのであります。

隣邦諸国を顧みますれば、中国の政情ははなはだ安定を欠いておるのみならず、その外交関係はしきりに粉料を加え、東南アジアもまた共産分子の活動に非常な脅威を感じておるのであります。極東の平和のために、まことに憂うべき事態であります。この間、ひとりわが国は、復興再建の曙光に一層の希望を抱き、新年を迎えて新日本建設の決意を新たにしている状態は、まことに邦家の大慶であるのであります。国民は講和実現、国家の復興、東洋の平和のために相率いてます／＼努力をいたすべきときと私は信ずるのであります。幸いに講和条約成り、国際団体の一員として再び国際間に活動の自由を得るにおきましては、国民は一段と矜持を高むるとともに、新たなる希望に燃えて、政治経済活動に一層の光彩を添うることと考えます。その機会の日もすみやかに至らんことを私は切望いたしてやまないものであります。

さきに臨時国会におきまして、講和問題につき種々論議せられました。全面講和の何人もこれを希望するのはもとよりであります。しかしながら、これは一に国際の客観情勢によることでありまして、わが国の現状といたしましては、いかんともできないことであります。また、わが国の将来の安全保障につき内外多大の関心の生じていることは当然のことです。わが憲法において厳正に宣言せられたる戦争軍備の放棄の趣意に徹して、平和を愛好する世界の輿論を背景といたしまして、あくまでも世界の平和と文明と繁栄とに貢献せんとする国民の決意それ自身が、わが安全保障の中核をなすものであります。戦争放棄の趣意に徹することは、決して自衛権を放棄するということを意味するものではないのであります。わが国家の政策が民主主義、平和主義に徹底し、終始この趣旨を厳守して行動せんとする国民の決意が、平和を愛好する民主主義国家の信頼を確保するにおきましては、この相互の信頼こそ、わが国を守る安全保障であるのであります。この相互信頼が、民主国家相互の利益のため、わが国の安全確保の道を講ぜんとする国際協力を誘致するゆえんであるのであります。

今回ここに提出いたします明年度予算は、本年度予算同様、総合均衡予算の原則を堅持する

ものであります。また既定の経済安定復興政策を、さらに積極的に遂行せんとするものであります。総合均衡予算は、既往昭和六年以来初めて現内閣においてここに編成せられたものであります。ただに真の均衡を確保し得たのみならず、明年度は本年度に比して約八百億円の歳出入の節約を断行いたします。九百億円の減税を実現いたします。また約一千億円の公共事業費を計上いたしまして、わが国経済の積極的復興をはかるとともに、教育費に約四百億円、災害復旧に四百七十億円、失業対策等社会政策諸費に五百六億円、その他の重要行政費に相当の額を計上いたしまして、国民生活の安定向上に資せんとするものであります。

税制改革は国民多年の要望であり、また政治の源であります。政府は、シャープ博士の勧告に基づき、前国会に引続き、中央地方を通じて、すでに全面的税制の大改正を行わんといたしておりますが、なお進めます。行政の簡素化、官庁、官業の合理化ないし統合を遂行いたしまして、財政の緊縮、課税の軽減をまず行うのみならず、地方行政調査委員会議の調査を待ちまして、地方制度をも改革し、健全なる自治の発達、地方財政の確立をはかるとするものであります。地方府県民諸君は、政府の趣意のあるところを了承せられて、地方制度の簡素化、支出の節約、府県民の負担の軽減を自主的に実現せられるよう、また政府に十分の協力をせられるよう切望してやまないものであります。

政府は、今回の公務員給与ベースに関する人事院の勧告には応じがたしの結論に達したものであります。現給与は、実質的には昨年三月改訂せられたばかりでありまして、爾來物価は毎月低落の傾向にあるにもかかわらず、もし給与の引上げを行いますならば、遂に物価と賃金の悪循環を引起し、再びインフレに逆行することはもちろんであるのみならず、減税、各種手当の適正なる支給、社会施設の充実整備等実質賃金の向上によりまして公務員の生活保障に努めんとするものであります。しかしながら、政府も目下の給与をもって足りれりとするものではないのであります。財政の余裕を待ってさらに検討を加えまして、もって十分なることをいたしたいと考えておるのでありますが、公務員諸君もしばらく忍んで国力の回復に協力せられんことを希望いたします。

統制の整理撤廃は、わが党年来の政策でありまして、政府もつとめてその実現に力をいたし、統制品目の大部分を整理いたしました。なお明年度においてさらに大幅にこれを減少して、残存品目はこれを最小必要の限度にとどめたい見込みであります。

鉱工業昨年度の生産は、戦前の八〇%に達し、一昨年に比し二割余の増加を示しております。ことに質的方面における向上の跡は、まことに顕著なるものがあります。貿易は漸次増進いたしまして、昨年の輸出は一昨年倍額に上っております。最近輸出入ともに管理貿易より民間の自由貿易に移行せしめましたが、なお他面、通商協定、海外渡航、政府出先機関、商社の支店の設置、船舶の増加に伴う可及的自国船舶による通商等、貿易の条件に改善を加えんと力をいたしております。

食糧問題は著しく好転いたしておりますが、政府は、あとう限り国内食糧を増産して自給度の向上をはかるべき根本方針は、あくまでもこれを堅持する方針であります。また新たに農政審議会を設け、農地の改良保全、農産物の最低価格の維持等、農家経済の改善安定に資する施策に万全を期したいと考えておるのであります。

その他重要な諸般の問題につきましては、主管閣僚において説明するところによって御承知を願いたいと思ひます。

最後に特に一言いたしたいことは、海外抑留同胞のことです。現在なおソ連地区に残留しておく多数同胞の実情調査に関し、先般東京において、シーボルト議長のもとに開かれた対日理事会の討議に基き、米国及び豪州政府のとられたる措置に対し、政府は深甚なる謝意を表せんとするものであります。政府は、引続き本問題の迅速満足なる解決に全力を傾倒いたしたいと考えてございます。

資料② 吉田茂首相の施政方針演説（1950年7月14日）

第八回国会開会にあたりまして、ここに施政の方針を述べることは、私の喜びとするところでありまして。まずここ当面の問題について所見を述べることにいたします。

地方税改正法案の意図するところは、さきに成立した国税関係の諸改正法律とともに、国税、地方税を通ずる国民租税負担の均衡及び軽減をはかり、あわせて地方財源の強化拡充を通じて、わが国民民主化の根幹たる地方自治及び財政の確立に裨益せんとするものであります。前国会において地方税法案が不成立になりました結果は、地方公共団体の財政運営の上にはなほだしく支障を来し、よって政府は各般の応急措置により当面の問題を救済いたしましたのでありますが、すみやかに地方税制を確立することを政府は念願といたすものであります。政府は、これらの事情を十分考慮し、その後における事情の変化に即応し、また各方面の意見を尊重いたしまして所要の修正を加え、再び本国会に提出いたすのであります。もとより国民租税負担の軽減はきわめて重要なことでありまして、政府は引続きその軽減に努力いたしますが、負担の軽減は国税、地方税を通じて初めてできるのであります。今回の改正案によりまして、地方自治の強化を期し、かつては租税負担の均衡をはからんとするものであります。地方税総額は増加し、税種によりましては若干負担が増加いたしますが、国税及び地方税を通ずる国民負担の総額は軽減いたさるのであります。

地方財政自立の結果といたしまして、今後各地方において歳出を節約し、地方民の負担を軽減すれば、それだけ地方民の負担を減ずることを得る次第でありまして、私は、地方財政は中央財政とともに一層緊縮節約せらるることを期待するものであります。

終戦以来、占領下すでに五年を経過いたしまして、やや国民の独立心、愛国心がいささか沮喪するに至ったのではないかと感じられる節あることは、まことに憂うべき次第であると思うるのであります。独立心、愛国心のなき国民が国際間において尊重せらるるはずはないのであります。早期講和は今や国民のあげて熱望するところでありますが、早期講和を期するにあらずんば、わが国民の愛国心、独立心の維持はむずかしいと考えるのであります。また早期講和を実現せんといたしますならば、国民及び政党があげて一致協力、既往の行きがかりのごときはこれを捨てて大同につき、国家再建復興のため、まず政治経済の安定にとともにともに全力を尽すべきものであると思うのであります。政府は、この全国民の要望を体し、講和に臨む国内態勢を一段と整備いたすために最善の努力をいたしておるのであります。幸い、最近米英等の連合国において対日早期講和の機運が強く抬頭いたして参っておりますことは、また対日講和の準備が進められておることは、外電等において諸君御承知の通りであります。

六月二十五日、突如として北鮮共産軍が三十八度線を越えて朝鮮に侵入し、アジアの一角に紛争状態を現出するに至りました。国際連合においては、時を移さず加盟国大多数の同意を得て侵略者の武力制裁を決定し、平和回復維持に極力努力いたしておるのであります。しかしながら不幸にして、ただいま朝鮮には混乱状態が現出しておるのであります。この突発事件は決して対岸の火事ではないのであります。共産勢力の脅威がいかんかすでにわが国周辺に迫っておるかを実証するものであります。赤色侵略者がいかにその魔手を振りつつあるかは、朝鮮事件によって如実に示されておるのであります。すなわち、わが国自体がすでに危険にさらされているのであります。この際国際連合の諸国が敢然として立って、多大の犠牲を顧みず被侵略者の救援に出勤いたしておりますことは、われわれの大いに意を強うするところであります。万一大戦争が勃発した場合、わが国の軍備撤廃の結果、わが安全保障はいかにするか、いかにして保障せられるかということは、国民が常に懸念するところであります。この懸念よりいろ／＼な議論が紛糾いたしておることは諸君御承知の通りであります。国際連合今回の措置は、わが人心の安定に益するところ多大であり、またわが人心に影響するところ多大であると考えるのであります。わが国としては、現在積極的にこれに参加する、国際連合の行動に参加するという立場ではありませんが、でき得る範囲においてこれに協力することは、きわめて当然のことであると考えるのであります。

かかる事態に直面いたしまして、いまなお全面講和とか永世中立とかいうような議論がありますが、これはたとい真の愛国心から出たものであるとしても、まったく現実から遊離した言論であります。みづから共産党の謀略に陥らんとする危険千万な思想であります。わが国の安定は、わが国民自身が進んで平和を愛し、国際正義にくみする国民の精神、態度を中外に明瞭にいたして、平和と秩序を重んずる自由国家とともに世界の平和に貢献せんとする国民の意気を明瞭に内外に表明することによって来るのであります。すなわち、やがて自由主義国家の一員として迎えられ、わが国の安全が保障せらるるに至るのであります。

国民一致して平和を確保し、民主主義諸制度の樹立に努力すべき今日、一部国民の間には、過激なる思想を鼓吹し、あるいは他人を煽動し、あるいは反米運動を使曠し、ただに国内治安を紊乱し、国家再建復興を阻害するのみならず、あたかもわが国において共産主義の激化しつつあるかのごとくよそおい、早期講和の機運を阻止せんとするもののあることは、まことに私の遺憾とするところであります。政府は、法の示すところに従い、特に治安の維持のために善処する考えであります。政府が、さきに日本共産党中央委員並びに同党機関紙アカハタの編集責任者に対し公職追放の手続をとりましたのも、またこの趣旨に出るのであります。

政府は、かねて治安維持の必要上警察制度につきまして深く留意し、その研究を続け来ったのであります。去る八日、わが国の警察及び海上保安制度に関して、マッカーサー元帥より、最近の治安状況にかんがみ、さらにわが国の警察力を民主的諸国家の水準に達せしめるに足るまで、その数を増加すべきことを許容せられたのであります。また許されたのであります。また海上保安庁も、わが国の長い海岸線を不法な入国者や、あるいは密貿易から守るために、さらにより多くの人員が必要であることは明らかであります。政府は、わが国の治安に対し常に甚大なる関心を有せられる連合国最高司令官の好意をすみやかに具体化し、少数不法の破壊分子による民主政治の攪乱を防止し、密出入国の取締りを厳にするため、その與えられた権限に基いて警察予備員七万五千を増加し、また海上保安庁定員を八千名増加し、従来の国家地方警

察及び自治体警察と相まって、わが国の治安の維持に万全を期せんとするものであります。

政府は、さきに本年度予算編成にあたり、前年度に引続き均衡財政の大方針を堅持するとともに、その実施にあたっては財政と金融との一体的な総合調整に意を用いておるのであります。今や物価も賃金も一応の安定を見、インフレの危険は去ったのであります。これはまさに国民全体が誇るに足る安定計画の成功であると考えるのであります。政府は、この安定をさらに強固にし、復興再建への基盤を一層充実するため、さきに財政経済の新政策を決定し、これが実現のために着々準備を進めております。

国民生活の向上については政府の常に意を用いて来たところではありますが、なかならず公務員の給与ベースにつきましては、インフレ抑圧、財政均衡の目標に向かって公務員諸君の協力を得たことを満足に考へるものであります。今や財政の均衡を得、経済また安定の度を加えた今日におきまして、政府はさらに行政諸経費の節減をはかると同時に、国家財政の許す限度、時期において給与ベースの増額に資せんとするものであります。

今、貿易の推移を見まするのに、昨昭和二十四年度における輸出入ともそれぞれ前年に比し増加を示し、さらに本年四月には戦後最高の実績を見るに至ったのであります。しかしながら、いまだ経済自立への規模に到達するにはほど遠いものがあるのであります。政府としましては、貿易振興のため、協定貿易の促進、海外市場への拡大、ことに先般設置いたしました米国内在外事務所の効果に顧みまして、さらにスターリング地域及び東南アジア地域にも在外事務所を設置し、かつ輸出金融機関の設置に努力するとともに、従来の統制を大幅に撤廃し、世界市場への参加に資せんとするものであります。

失業対策は政府の常に関心を有するところではありますが、失業の情勢は必ずしも樂觀を許さないであります。政府としては、輸出産業を中心とする民間産業の振興をはかるのほか、都市及び農村を通じ昨年度に倍する約一千億円の公共事業の実施等による雇用量の増加を失業対策の根幹といたしまして、失業情勢の変化に即応して、本年度失業対策事業費の残額三十億円を一応繰上げ使用する等によりまして、応急対策の機動的運用並びに失業保険法の改正によりまして、失業者なかならず日雇い労働者の就職の確保と生活保護にできる限りの努力を傾ける考へであります。

以上、当面する問題の概要につきて政府の所信を述べた次第であります。

資料③ 吉田茂首相の施政方針演説（1950年11月24日）

本日ここに提出の所見を述べる機会を得ましたことを欣快と存じます。最近、外電は対日講和の近きを報じ、米国を中心として関係諸国間に予備交渉が進められつつある趣であります。これは長い間講和を待ち望んで来たわれ／＼日本国民にとって、まことに喜びにたえないところであります。一日もすみやかに、一国とでも多く講和をいたしたいと切望いたしておるわが国民としては、平和国家、民主国家としての日本の再建にさらに一段の努力を傾注すべきときであると信ずるのであります。

なおこの機会に、政府は、スウェーデン国王グスタフ五世陛下の崩御に対し深く哀悼の意を表

するものであります。スエーデン国は、戦時中わが国の利益代表国として在外邦人に対し多大の好意と庇護とを與えられたるのみならず、戦後もかわらざる好意を寄せられておることは、まことに感謝にたえません。新国王グスタフ・アドルフ陛下は、先年現皇后陛下とともにわが国を訪問せられ、京都、奈良のわが国に保存せられたる東洋文化につき非常に興味を持たれ、わが国に対し深き理解を有せられる方であります。私は陛下の御即位に対し、つつしんで慶祝の意を表するものであります。思うに、日韓関係は陛下の御即位によりまして、一層親善を加うことを信じて疑わないのであります。

先ごろ予期せざる朝鮮事變の勃発を見たことは、きわめて遺憾のことであります。これはわが国民にも多大の衝動を與えたのでありますが、われ／＼はまた韓国国民に対しまことに同情にたえざるものであります。幸いにして国連軍の適切果斷の処置により事變の終熄がはかられつつありましたが、本日マッカーサー元帥みずから陣頭に立って全軍を指揮し、北鮮の戦鬪をただちに終結せられんとする趣であります。これにより朝鮮全土のすみやかなる平和回復も期待せられ、まことに慶賀にたえないのであります。東亞、ひいて世界の平和のために一日も早く安定が回復することを希望いたしてやまないものであります。

政府がここに提出の昭和二十五年度の補正予算の概要を申し述べますが、まずわが国の經濟の自立性を確立するため、価格調整費は当初予算よりもさらに大幅な減額を行うとともに、災害復旧費、失業対策費等にそれ／＼相当額を計上することにいたしましたのであります。

公務員の給與につきましては、政府は財源や經濟全般への影響の關係につき研究中のところ、今や經濟状態も著しく安定の度を加え、また財源にも若干余裕を生じましたので、この際公務員の給與改善につき考慮を払いました。政府としては今後も引続き行政機構の簡素化、定員の減少に努め、もって冗費の節約を一層徹底して行くことはもちろんであります。

なお政府は先般大幅な税制改革を行い、国民の租税負担の軽減をはかったのでありますが、今なお負担は相当に重いのであります。今後一層の減税を加えたいと考えておるのであります。

以上が本年度補正予算の大綱であります。国民の精神的方面の作興、すなわち文教の振興の重要なこと今日にしくものはないのであります。最近、民主的秩序を暴力をもって破壊せんとするもの行動は国民多数のいるところとならず、その勢力も逐次衰退しつつありますが、一層この際教育に思いをいたし、健全なる国民思想の涵養をはかるべきものであります。かたく信じておるのであります。

さきに国家公務員法が公布せられましたが、ここに地方自治の直接の担当者である地方公務員に対し地方公務員法案を提出いたすことにしたのであります。またこれによって中央地方を通じ民主国家にふさわしい公務員制度の完成を期せんとするものであります。

政府は昨年二月公職資格訴願審査委員会を設置し、爾來同委員会は熱心かつ慎重に審査を進めて参りましたが、その結果、一万有余名に対する特免を発表することを得たのであります。これらの人々が今後わが国の自立再建に貢献せられることは期待いたして誤らないと考えるものであります。

わが国の經濟安定復興のため貿易の振興の要をます／＼痛感せらるるのであります。現在までに二十四の通商協定が成立し、在外事務所を設置、邦人の海外渡航の機会の増加、その他通商振興のための諸問題が漸次解決しつつあるのであります。特に最近輸出が飛躍的に増進いたしておりますことは、わが国貿易の前途のためにまことに賀すべきことであります。政府は

さらに貿易に伴う資金の円滑なる供給を確保するため輸出銀行を設置する所存であります。また輸出振興の基盤としてわが国中小企業の占める重要性は、政府のつとに認むるところであります。特にその金融については、すでに見返り資金のわくを広げる等の措置をとったのであります。

電気事業再編成法案は、前々国会において不幸にして成立することができなかったのですが、本問題は集中排除法に基き一日もすみやかにこれを実現する義務であるのであります。またわが国の電源、ことに水力発電の開発により電力の供給を豊富ならしめることの必要は申すまでもないことであります。かかる事情のもとにおいて、政府は今般電気事業再編成令及び公益事業令をボツダム政令をもって公布するのやむなきに至ったのであります。

災害対策は、わが国再建のため最も重要な問題の一つでありまして、政府としては、これについては最大限の努力を払っております。すなわち、既定公共事業費及び予備費を支出するほか、今回の補正予算にも相当額を計上いたしまして、すでに発生した災害の復旧と災害防止の応急工事の迅速なる施行に努めるとともに、今後は治山治水費等の増額により、その根本対策を強力に推進し、あわせて農業の振興及び食糧自給度の向上を期したいと考え、その施策に遺憾なきことを期しておるのであります。

最後に、在外同胞の引揚げについては、従来政府は懸命の努力を傾けておるのでありますが、総司令部当局の多大なる理解と不断の好意により、近く国連総会において正式に討議されることとなっており、すでにわが国よりも国民の代表が非公式に招聘されて渡米いたしております。本問題が国際正義によりやがて解決せらるることを私は確信して疑わないのであります。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

第7章 1951年の政治状況と「首相演説」

<目次>

- 1, はじめに
- 2, 1951年の政治状況
- 3, 吉田内閣
- 4, 首相演説
- 5, おわりに

<<注>>

資料①吉田茂首相の施政方針演説（1951年1月26日）

資料②吉田茂首相の外交演説（1951年8月16日）

資料③吉田茂首相の施政方針演説（1951年10月12日）

1, はじめに

1951年9月8日、米国のサンフランシスコ市のオペラ・ハウスで開催されていた対日講和会議で、「対日平和条約」の調印式が行われた。講和会議では、日本はこれに参加した52カ国の中で、ソ連、チェコスロバキア、およびポーランドの3カ国を除く49カ国と平和条約を結び、また同日、日米安保条約も調印された。越えて、翌1952年4月28日には両条約が発行、わが国は8年ぶりに占領時代に終止符をうって、独立国として再出発することになった⁽¹⁾。

日本政府は、講和条約とともに日米安保条約を締結することで、米国の傘の下での防衛の道を選択したわけである。吉田茂首相は国会で、両条約の承認を訴えたものの、しかし、講和条約も安保条約も米ソ冷戦が進行する中で、国会の内外で激しい論争を呼んだのはいうまでもない⁽²⁾。

第10回通常国会は1951年1月25日に再開、1月26日には、吉田茂首相の施政方針演説が衆参両院の本会議で行われた。吉田首相は演説の中で、「我が国内外の情勢は、対日講和の機運をますます高め、我が国が民主、自由主義国家間の伍する日の遠からざるを思しめる」。また「我が国再軍備論は、既に不必要な疑惑を内外に招いており、巨大な軍備は、敗戦後の我が国に耐え得ざるところである」と述べた⁽³⁾。そのため、今国会では、講和問題について、講和方式、軍事基地、および再軍備などをめぐって、与野党間で激しい論争が展開された。

米国のハリー・トルーマン大統領は4月11日、連合国軍最高司令官であり、かつ国連軍最高司令官であったダグラス・マッカーサー元帥を解任し、新たに、後任として第8軍司令官のマシュー・B・リッジウェイ中將を任命した。マッカーサー解任の理由は朝鮮戦争をめぐって中国に対する政策がトルーマン大統領と対立したからだ、という⁽⁴⁾。

第11回臨時国会が8月16日に召集、18日まで3日間の短期間開催された。これは、対日講和会議が9月8日に米国のサンフランシスコ市で開催され

ることになったのに伴い、講和条約締結のための交渉過程および報告、並びに講和全権委員および同代理の任命について議決を行うために開催された国会であった⁽⁵⁾。

吉田茂首相は召集日の8月16日、衆参両院の本会議で、講和に関する外交交渉の経緯を説明し、講和条約草案に対する所信を述べるとともに、日米安全保障条約の構想を明らかにした。これに対して、17日、野党各派による代表質問が行われ、日米安保条約、領土問題、中国、および独立後の経済自立などを巡って、論戦が展開された⁽⁶⁾。

越えて、10月10日には第12回臨時国会が召集され、11月30日まで開催された。この国会は、9月に米国サンフランシスコ市の講和会議で調印された平和条約と日米安保条約の承認を主たる目的で開催された国会であった。12日、吉田首相は、衆参両院の本会議で施政方針演説を行い、平和条約、日米安保条約について説明し、両条約の速やかな承認を希望すると述べた。与野党間で激論の末、両条約は10月26日に衆議院で、また11月18日には、参議院で承認されたのである⁽⁷⁾。

こうして、米国は日本の国際社会への復帰を手助けする一方、他方で、我が国は米ソ冷戦が進行する中で、アジアにおける米国の「前進基地」としての役割を担うことになった。国際政治学者の五十嵐武士が言うように、「対日平和条約と日米安保条約の締結は、第二次世界大戦後、日本の政治指導者が新たな国際関係を樹立するための最初の試みであり、それは独立後の我が国の外交政策の基本方針を規定したものであった」⁽⁸⁾。

本章では、1951年の日本の政治状況を紹介し、その上で、吉田内閣の動向と吉田首相の2回にわたる施政方針演説と1回の外交演説の内容を検討することで、この年の激動する政治の一端をさぐる。

2, 1951年の政治状況

1951年1月1日、マッカーサー元帥は恒例の年頭メッセージで、この年

が講和の年であると強調した⁽⁹⁾。次いで、1月11日には、米国大統領のトルーマンが国務長官顧問のジョン・F・ダレスを大統領特使として日本に派遣すると発表し、1月25日には、対日講和促進の重大使命を帯びたダレス特使が来日した⁽¹⁰⁾。

ダレス特使と吉田首相との第一回会談が1月31日に行われ、ダレスは、アジアにおける集団的安全保障体制を確立するため日本の再軍備を求めた。しかし、吉田は日本の経済的自立を急ぐために大規模な再軍備に依らない安全保障の方式を主張して温度差が露呈した。ダレスは吉田との三回にわたる会談の他に、広く財界、政界など各界の要人とも懇談・意見を徴収して、2月11日に帰国した。ちなみに、この間、2月2日、ダレスは日米協会で講演するなど、集団安全保障と米軍駐留の講和方針を表明している⁽¹¹⁾。

対日平和条約の内容については、1月25日のダレス特使の再来日の時点で、既にその骨格がほぼ固まっており、また、講和後の日本の安全保障についても、前年、1950年5月のいわゆる「池田・ドッジ会談」で原則的に意見の一致を見た、といわれている⁽¹²⁾。

こうして、ダレス特使と吉田首相による都合3回のトップ会談と事務レベルでの4回におよぶ会談において、事実上、対日平和条約と日米安保条約の主要な内容はほとんど検討・了解されていた。そこで、米国務省は3月29日、対日平和条約の米国草案を関係国に配布中であるので、関係国は速やかに態度を表明するよう要望している旨を発表したのである⁽¹³⁾。

講和会議の準備をしていた吉田首相にとって、4月11日、大事件が生じた。それは、既述のように、ダグラス・マッカーサー元帥の解任であり、その後任に第8軍司令官のマシュー・B・リッジウェイ中将が任命されたことである。その背景を検討するなら、1951年に入り、朝鮮戦争は共産軍と国連軍とが一進一退の状況であった。こうした状況の中で、米政府は3月、休戦を呼びかける準備をし、それをマッカーサーにも伝えていた。し

かし、マッカーサーは3月24日、事前の協議もなく「中国軍が20万人、国境を越えて南下しつつある。これで朝鮮の戦乱は全く新しい段階に入った。この事態は最高司令官としての自分の権限外のことに属する」という特別声明を発表したのだ。マッカーサーは戦域を中国本土に広げる作戦を主張したのである。この措置を、トルーマン大統領が越権行為だと判断し、マッカーサーを解任したわけである⁽¹⁴⁾。

なおこの間、4月16日、ダレス特使が再来日しており、また6月24日には、アリソン公使も来日、日本政府に対して、米英両国間で合意に達した対日平和条約案を提示し、7月12日、米政府は対日平和条約の最終案を発表した。こうした経緯を経て、米政府は7月21日、9月4日からサンフランシスコ市で開催される対日講和会議への招待状を51カ国に発送し、また、我が国に対する招請状も同日、シーボルト米大使から日本政府に手渡されたのである⁽¹⁵⁾。

冒頭でも述べたように、9月8日、日本はサンフランシスコ市において、米国など49カ国との間で講和条約を締結、ついに敗戦から6年を経て、悲願の主権回復を実現した。吉田首相は講和条約とともに、日米安全保障条約を締結することで、米国の傘の下での日本防衛の道を選んだのだ⁽¹⁶⁾。

対日講和会議の1日目（9月4日）には、トルーマン米大統領の演説が行われ、日本の独立は平和を強化するものであって、日本が諸国の友好・信頼を得るように努力し、国際社会に貢献することを期待する旨を述べた。第2日目（9月5日）には、議事規則が定められ、ソ連全権から修正案が提案されたものの、認められなかった。第3日（9月6日）と第4日（9月7日）には一般演説が行われ、4日目には、吉田茂全権の演説も行われ、その際「この講和条約は復讐の条約ではなく、和解と信頼の文章であります。日本全権は、この公平寛大なる講和条約を欣然受諾いたします」と述べた。かくして、講和会議最終日の9月8日、48カ国と我が国全権委員が対日平和条約に署名調印を行った。なお、既述のように、ソ連、チェコス

ロバキア、およびポーランドの3カ国はこの日欠席し、調印に参加しなかった⁽¹⁷⁾。

対日平和条約の調印が行われた後、午後5時から、サンフランシスコ市郊外の陸軍第6兵団のプレジディオ（要塞）で、日米両国間において、日米安全保障条約の調印が行われた。平和条約には日本全権団6名が署名したものの、安保条約に署名したのは、吉田茂首相ただ一人のみであった⁽¹⁸⁾。

3, 吉田内閣

以上、対日平和条約および日米安保条約締結に伴う外交的側面を述べてきた。次に、吉田内閣の内政を中心に政治状況を検討する。

後任の連合国軍最高司令官であるリッジウェイは5月1日、占領下の法規を再検討する権限を日本政府へ移譲する声明を出した。そこで、公職追放が大幅に吉田内閣に任されることになり、吉田内閣は追放令の一部を改正、「公職資格審査会」を設置し、その勧告に基づき、追放指定の取り消しを実施したのである⁽¹⁹⁾。

こうして、公職追放者の大量解除が行われ、実際、6月20日には政財界著名人の2,958人が、また8月6日にも各界の著名人を含む1万3,904人が追放を解除された。この中には、石橋湛山、三木武吉、鳩山一郎、松野鶴平、米田米蔵、松村謙三、大麻唯男、緒方竹虎、河野一郎、河上文太郎、河野密、および松本治一郎ら多数の政界有力者も含まれていた。これは講和会議を控えて、占領政策の緩和措置に伴うものであった⁽²⁰⁾。

これらの政治家たちは、緒方竹虎などを除いて、猛烈な反吉田運動を展開した。反吉田派は自分たちが追放中に、マッカーサー元帥の占領権力と結託して「保守支配」を確立した吉田首相への反感を抑えきれなかったのである⁽²¹⁾。

こうした中で、7月21日、米英両国から講和会議への公式招請状が日本

政府に届き、政府は全権団の編成にとりかかった。吉田首相は野党を含む強力な全権団で渡米するというダレス特使の意を組み、全権団は共産党を除いた国会議員で編成する方針を決め、与党の自由党から国民民主党、社会党、および緑風会に全権団への参加を要請した⁽²²⁾。

平和条約と日米安保条約について、自由党は政府与党として、早期多数講和の立場から賛成であり、民主党と緑風会は平和条約にはおおむね賛成であったものの、日米安保条約には批判的な者も少なくなかった。一方、社会党は右派と左派で意見が分かれ、共産党は全面的に反対であった。なお、社会党は講和条約調印後の10月24日、両条約の批准を巡って対立し、ついに再分裂するに至った⁽²³⁾。

4、首相演説

①吉田茂首相の施政方針演説（1951年1月26日）

第10回通常国会の休会あけの1月26日、吉田首相の施政方針演説が衆参両院の本会議で行われ、その際、注目されたのは、吉田首相が「疑惑を招く再軍備論」を強調したことである⁽²⁴⁾。吉田首相は次のように述べた。

「我が国の安全は、国民みずからの力によって保障され、擁護されるべきはもちろんである。しかしながら右を直ちに再軍備に結びつけ、これらを軽々に論断すべきことは私のとらざるところである。我が国再軍備論は、すでに不必要な疑惑を中外に招いており、また事実上強大な軍備は、敗戦後の我が国力の耐え得ざることは明白である。国の安全独立は、一に軍備軍力のみの問題でない。たのむべきは、国民の独立自由に対する熱意である。独立自由愛国的精神の正しい認識とその観念である」⁽²⁵⁾。

この吉田首相の演説について、『朝日新聞』は「社説：難局に立つ首相の責務」の中で、この演説に効果的な一、二の点があることは軽視しようとは思わないと肯定している一方、「首相はこの問題と当然に関連する“安全保障”のことに“想到”しているが、しかしそれに想到する以上にほと

んど何ごとも述べるところがない。軍備の問題を論ぜずとするかぎりは、この波高き世界情勢のただ中にあるわが国の安全保障については、大いに論ぜられねばならないはずである。それが論ぜられないのは如何なる理由をひそめているのであろうあろうか。国民はこれを聞きたいであろう。国会はこれを追及しなければならぬであろう」と鋭く批判した⁽²⁶⁾。

一方、『読売新聞』は「社説：施政演説と愛国的意識」の中で、吉田首相の演説を次のように論評した。

「講和や安全保障に関する内外の関心が著しくたかまっている最中に再開された国会であるから、首相の施政方針演説にも、何かこの高揚した空気にこたえるものがあるかと、相当の期待がもたれたのが、現れたものは結局従来と同じ型のあたらずさわらず型、項目羅列主義を一步も出ないものであった。なるだけ揚足をとられないうように、各省事務当局の立場を総花式に満足させるように、という以外には何等、国民の共感を求めようという積極的な意欲のない、この演説の型は何とか破れぬものであろうか。結論的にはそうなのだが、それでもさすがに昨今、国の内外で議論の焦点となっている安全保障ないしは再軍備の問題については首相の見解が一応明らかにされている」⁽²⁷⁾。

それでは、吉田首相の施政方針演説の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのように述べていたのであろうか。

まず、①の全体の特色と概要だが、上で述べたように、特色は吉田首相が「疑惑を招く再軍備論」を強調したことである。概要は朝鮮動乱に言及した後で、「昭和二十六年年度予算案」に触れ、「再軍備」、「経済」、および「邦人の引き揚げ問題」などから構成。②の現状認識については、朝鮮動乱の推移に配慮しながら、我が国の進むべき道と経済再建を提示している点である。③の公約・理念は、既述のように、再軍備について大きな懸念を示していることだ。④の課題への対策については、国民の慎重な対応を期待している。⑤の諸外国との関係などについては、特に言及していな

い⁽²⁸⁾。

②吉田茂首相の外交演説（1951年8月16日）

次いで、第11回臨時国会が8月16日から18日までの3日間開催、冒頭の16日、衆参両院の本会議で、吉田首相兼外務大臣による演説が行われた⁽²⁹⁾。今回の演説はいわゆる施政方針演説に該当するものではなく、“外交演説”だとされた。だが、日本の将来を決定する重要な演説の一つであると、考えられるので取り上げる。吉田首相は講和に関する外交交渉の経過を説明し、講和条約草案に対する所信を述べ、併せて日米安全保障条約の構想を明らかにした。なお、この外交演説はサンフランシスコ会議で講和条約に署名調印するに先立ち、講和の内容については国会を通じて国民に広く訴え、全権派遣に国会の承認を求める一方、条約に調印したのち、改めて国会の承認を要請するときに備える含みを持つものであった⁽³⁰⁾。吉田首相は次のように述べた。

「昨秋9月14日、米国政府が、対日講和推進を公式に声明して以来、ここに約1年、米国政府の好意とダレス特使の努力の結果、9月4日サンフランシスコで対日平和会議の平和条約署名調印式がとり行われることになった。・・・この条約案は、和解の精神を基調とし、非常に簡単であるが、将来の日本を他の独立国と違った地位に置いたり、日本の主権を拘束したりする永続的制限を加えていない本当の意味の和解の条約であり、戦争の勝者がかかる原則を適用したことは、史上かつてないところである」⁽³¹⁾。

吉田首相の演説に対して、翌17日、野党各派による代表質問が行われ、日米安保条約、領土問題、中国、および独立後の経済的自立などが取り上げられた、しかし、質問の重点は日米安保条約に向けられ、野党は次のように政府の説明不足を追及した。

「政府は、独立後、日米安全保障条約を結び、日本の米軍を置くことと

しているが、特定国の軍隊の駐留は日本の独立を危うくする恐れがあり、安保条約が講和条約草案の骨子の一つである以上、その内容、すなわち駐留の期限、費用の負担、改定更新の手続きのほか、講和条約との関係を明らかにすべきでないか。また、日本の再軍備および憲法改正は不可避と考えられるがどうか」と問うた。これに対して、吉田首相からは「日本の近辺で一種の真空状態が生じ、共産主義のごとき脅威があるから、日米の間で集団的に防御する構想は決まっているが、具体的な駐留費、期限、費用などについては協議中で、これらは批准の場合、国会の承認を行う。再軍備を行うことはなく、米国政府との話し合いも、秘密協定もないし、憲法改正もしない」との答弁があった⁽³²⁾。

吉田首相の外交演説について、『朝日新聞』は「社説：講和に関する首相の説明」の中で、次のように批判した。

「これらの日本をめぐる国際情勢の見通しと検討は、日本が待ちに待った講和によって真摯に独立と平和を獲得するについて、欠き得ない重大な問題である。首相の演説が、この情勢の見通しに全く触れていないのは、講和を説いて未だ一半語ったに過ぎないというほかあるまい」⁽³³⁾。

一方、『読売新聞』もまた「日曜の表情」の中で、吉田首相の演説を次のように批判した。

「駄々をこねた吉田首相も16日の国会では30分というこの人にしては珍しく長講一席ぶち“前例のない友好講和”だと大いに条約案をおう歌したものの内容はすでに尽くした経過報告にすぎなかった」⁽³⁴⁾。

それでは、吉田首相の外交演説の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのように述べていたのであろうか。

①の全体の特色と概要についてであるが、全体の特色は講和最終草案を説明し、主権は完全に回復とあり、駐兵は日本から希望したのだと、交渉経過を説明していた点である。概要は、(1)アメリカは対日講和にあたり、日本と平等、友好の協力関係を確立する態度を、日本を処罰、監視する考えを持たなかった、(1)日米安全保障協定はまだ完成していないが、批准条項が規定され国会の承認を要するものとなる。同協定による講和後の米軍駐兵は日本政府が希望したものである。(1)信託統治となる琉球、小笠原諸島の主権は条約草案では日本が放棄することを規定していないから住民の希望に添う実際の措置を望む余地が残されている。(1)経済上の制限はほとんど付されていない。(1)海外抑留者の引き揚げ条項が条約案に加えられた、から構成。②の現状認識は、我が国の政治的独立は一応達成されようとしているが今後の経済的独立についてはなお一層努力が必要であると指摘した点である。③の公約・理念については、サンフランシスコ会議において調印される条約は今後批准につき国会の承認を求められることになるのは御承知の通りだが、その際私は国会の圧倒的支持あることを期待してやまない、と述べたことだ。④の課題への対策は、公平かつ寛大なる平和条約をもって我日本を国際団体に復帰せしめんとする諸連合国の好意に応ずるため、またこの平和条約が日本国民の最大多数により受諾せられる遜奉せられることを内外に宣明するため強力なる全権団を国会より派遣せられたく、幸いに議員諸君の御同意を希望してやまない、と指摘。⑤の諸外国との関係については、特に、米国政府の努力と好意を多として感謝の気持ちを示していた⁽³⁵⁾。

③吉田茂首相の施政方針演説（1951年10月12日）

次いで、第12回臨時国会は10月10日に召集、12日には、吉田首相が衆参両院の本会議で施政方針演説を行った。この演説は、講和、安保両条約に重点をおき、先のサンフランシスコ会議の経過を報告するとともに、両条約

の早期承認を要請するものであり、その概要は次の通りである。

- 1、講和会議における日本に対する空気は友好的であった。
- 1、日本全権としては大体において国民のいわんとするところで訴えた。
- 1、ソ連代表が提案した講和条約は全く問題にならなかった。またソ連代表が述べた日本の軍国主義復活の脅威はないと信じる。
- 1、安保条約に付属する行政協定はまだ細目が決定していない。この内容が確定した上、これに伴う予算、法律案を国会に提出するからその際内容を十分説明する。
- 1、西南諸島の帰属に関する最終的措置については今後米側国の好意に期待できると政府は考えている。
- 1、今国会で講和、安保両条約が速やかに承認されることは各国の批准を促進するのに役立つと考えている⁽³⁶⁾。

吉田首相の施政方針演説に対し、10月15日から各党の代表質問が始まり、吉田首相は、「憲法第九条は侵略的な武力を用いないということで、安全保障条約は自衛権に関するものだから憲法に触れない」などと答弁した。その後、平和条約と日米安保条約は、衆参両院で可決・成立したのは先に述べた通りである。

『朝日新聞』は「社説：吉田首相の責任と任務」の中で、吉田首相の施政方針演説について、次のように批判した。

「吉田首相が、今回の講和や安全保障の条約に対する米英の指導者の見解を伝えてるのはよいとしても、調印に責任をもつ吉田首相に国民が聞きたいのは、そういう外国の権威の解釈でなく、吉田首相自身のあますところなき懇切な説明である。それも、首相のいわゆる“信念”だけの表現では足りない。二条約に調印した首相であってみれば、この条約に対して首相自身が信念をもっていることは当然でなくてはならぬ。ところが、国民にとっては、まだ水解しない疑問なしとはしないのである」⁽³⁷⁾。

『読売新聞』もまた、「社説：説得力不足の首相演説」の中で、吉田首相

の演説を次のように批判した。

「首相演説をきいて相変わらず、この機会を利用して大いに国民に語ろうというより、つとめて用心深く、誤解を与えまい、言質をとられまい、という方へのみ配慮の重点がおかれているようにしか感じられない。時間だけは相当に費やしているが、大部分は既に国民の多くが、新聞やラジオの解説等で知りつくしていることである。それでも、こんど講和に関連して、世間が問題にしている、賠償とか再軍備とか南西諸島の最終的帰属問題等については首相なりに可能性の限度内で一応その見解を表明している・・・」⁽³⁸⁾。

それでは、吉田首相の「外交演説」の中で①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのように述べていたのであろうか。

①の全体の特色と概要についていうと、まず全体の特色として、何よりも安保条約が日本安全の最善の道だと位置づけていることだ。概要は、第1章から第7章までであり、平和条約の内容を説明、次いで、賠償は役務提供を規定し、軍国主義復活の根拠なしとした上で、行政協定は決まれば説明するとしている。②の現状認識については、平和条約の批准は各国より先が望ましい、としている。③の公約・理念は平和条約が、その前文において、日本は国際連合に加入し、国際連合憲章の原則を遵守し、人権を尊重し、公正な国際商慣習を尊重する意向を表明し、連合国はこれを歓迎することを明白にしている、と指摘している。④の課題への対策に関しては、日本国民に自発的宣言を記録し、喜んでこれを迎える形をとったことは、連合国において日本国民の意思を尊重し、これに信頼を置く証左であるから、両条約の迅速なる審議と承認を希望してやまない、と述べている。⑤の諸外国との関係などについては、連合国側、中でも関係諸国との関係改善を望んでいる⁽³⁹⁾。

5, おわりに

政治家として吉田首相は、「冷徹な現実主義者であった」⁽⁴⁰⁾。吉田首相は早期の独立回復と経済再建とを最優先の国家目標に掲げ、この目標達成のために一方で、たとえ不平等な条約であっても日米安保条約を受け入れた。しかし他方で、経済再建の妨げになるような急速で大規模な再軍備要求には、平和憲法をもって抵抗した。サンフランシスコ講和条約の成立によって、吉田首相の目標は一応、実現することになった、とってよいだろう⁽⁴¹⁾。

ちなみに、サンフランシスコ講和会議が閉幕した翌日の9月10日付けの『朝日新聞』は「社説：講和条約調印される」の中で、次のように問題点を指摘していたので紹介しておく。正鵠を得た記事である。

「それにつけても重要なことは、講和条約や特に安全保障条約が、まだ国論の完全な一致を見るまで至っていないのであってみれば、講和に重大責任を持つ政府が、今後、世論をまとめるための懸命な努力をしなければならぬということである。調印は責任をとって行えるが、国民の一致した見解を得ることは容易でない」⁽⁴²⁾。

しかしである。9月12日から9月14日にかけて『朝日新聞社』が実施した「吉田内閣を支持するか」に関する世論調査によれば、吉田内閣を支持する割合は58%と高く、支持しない(10%)を大きく超えていた。いずれにせよ、無事に対日平和条約と日米安保条約の調印を済ませて帰国した吉田首相にとってまさに、「得意の絶頂」に他ならず、吉田政治が見事に開花した一瞬であった、とってよいだろう⁽⁴³⁾。

《注》

- (1) 五十嵐武士〔2005年〕「サンフランシスコ講和会議」佐々木毅他編『増補新版戦後史大事典』三省堂、354頁。
- (2) 田勢康弘〔2015年〕『1945～2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史』バジリコ株式会社、75頁。

- (3) [1990年]『議会制度百年史 国会史 上巻』衆議院・参議院, 305頁。
- (4) 袖井林二郎 [2005年]「マッカーサー」佐々木毅他編, 前掲書『増補新版 戦後史大事典』854頁。
- (5) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』348頁。
- (6) 藤本一美 [2000年]『戦後政治の争点 1945-1970』専修大学出版局, 106頁。
- (7) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』359～360頁。
- (8) 五十嵐武士 [1986年]『対日講和と冷戦』東京大学出版会, 272頁。
- (9) 『朝日新聞』1951年1月2日。
- (10) 「ダレス講和特使着京—主権の完全回復へ」同上, 1951年1月26日。
- (11) 大森彌 [1981年]「第49代 第三次吉田内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録 5』第一法規, 209頁。
- (12) 増田弘 [1990年]「Ⅲ 講和条約と安全保障論争」内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録 4』第一法規, 206頁, 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945-1970』101頁。
- (13) 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945-1970』101～102頁。
- (14) 『実録日本史 3, 日本再建の時代 昭和21年—昭和30年』ぎょうせい, 1987年, 90頁, 増田, 前掲書「Ⅲ 講和条約と安全保障論争」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』210頁。
- (15) 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945-1970』104頁。
- (16) 田勢, 前掲書『1945～2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史』75頁。
- (17) 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945-1970』108～109頁, 大森, 前掲書「第49代 第三次吉田内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』216頁。
- (18) 増田, 前掲書「Ⅲ 講和条約と安全保障論争」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』237頁, 吉田首相が単独で署名したのはその責任を吉田のみが負うためであった, という(西村熊雄 [1999年]『サンフランシスコ平和条約・日米安全保障条約—シリーズ戦後史の証言 占領と講和 7』中央公論新社, 237頁)。
- (19) 同上, 212頁。
- (20) 前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』349頁, 藤本, 前掲書『戦後政治の争点 1945-1970』105頁。
- (21) 内田健三 [1994年]『戦後宰相論』文芸春秋社, 28頁。
- (22) 大森, 前掲書「第49代 第三次吉田内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』213～214頁。
- (23) 増田, 前掲書「Ⅲ 講和条約と安全保障論争」内田・金原・古屋編『日本議会史録 4』232頁。
- (24) 「疑惑招く再軍備論」『朝日新聞』1951年1月27日。

- (25) 同上。
- (26) 「社説：難局に立つ首相の責務」同上、『朝日新聞』は「国会記者席」の中でも次のように批判している。「首相の演説は文章を短く区切ったせい、今までになく歯切れがよく余りドモらなかつた。しかしその内容はさきごろの自由党大会で語った“再軍備は慎重に”を反復し、あとは経済、治安問題を軽くナゲただけ、“講和内閣首班”と自負するにはチト迫力がない」（同上）。
- (27) 「社説：施政演説と愛国的意識」『読売新聞』1951年1月27日。
- (28) 野党は、講和問題が進展する中で7月中旬、臨時国会を早期に召集して、講和条約に関する交渉経過の報告を行うよう政府に要求。吉田首相は当初、臨時国会を召集しない方針であった。しかし、米国側からの講和会議に対する超党派全権団派遣の要請もあり、講和会議前に臨時国会を開催して、講和全権団に野党各派の参加を求めるとともに、講和条約の交渉経過を報告することになった（前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』348頁）。
- (29) 「首相演説内容」『朝日新聞』1951年8月17日、7月4日に行われた内閣改造で、吉田首相は、平和条約に備えて外相を兼務した。
- (30) 同上。
- (31) 「日米協定に論議集中」同上、1951年8月18日、前掲書『議会制度百年史 国会史 上巻』352～354頁。
- (32) 『朝日新聞』1951年8月16日（夕）
- (33) 「社説：講和に関する首相の説明」同上、1951年8月17日。
- (34) 「白垂の表情—首相、珍しく長講一席」『読売新聞』1951年8月17日。
- (35) 「講和最終草案発表される」『朝日新聞』1951年8月17日。
- (36) 同上、1951年10月12日（夕）。
- (37) 「社説：吉田首相の責任と任務」同上、1951年10月13日。
- (38) 「社説：説得力不足の首相演説」『読売新聞』1951年10月13日。
- (39) 「吉田首相・施政方針演説」『朝日新聞』1951年10月12日（夕）。
- (40) 内田、前掲書『戦後宰相論』25頁。（傍点引用者）。
- (41) 井上寿一〔2013年〕「吉田茂」御厨貴編『増補新版 歴代首相物語』新書館、160頁。
- (42) 「社説：講和条約調印される」『朝日新聞』1951年9月10日。
- (43) 「吉田内閣を支持するか—本社世論調査」同上、1951年9月25日。

資料① 吉田茂首相の施政方針演説（1951年1月26日）

ここに私は、第十回国会の開会に際し、施政の方針を述ぶることを欣快といたします。

最近わが国の復興再建の機運とみに横溢し、昨年末には辺隅の地に至るまでまれに見るところの光景を呈したことは、まことに御同慶の至りであります。目を国外に転ずれば、朝鮮動乱は中共軍の参加とともに一層の粉糾を生じ、これを中心として冷たい戦争の様相を世界至るところに現わし来ております。この間に、わが国における共産主義者の跳梁はようやく影を治め、治安上何ら憂うべきものなきことは御承知の通りであります。いな、わが国を民主主義の基盤として、極東共産主義制圧の一勢力たるの期待をかけられつつある国際的環境にあるのであります。この内外の情勢は、自然対日講和の機運をます／＼高め来り、わが国が米英その他多数の民主、自由主義国家の間に伍する日の遠からざるを思わしむることは、わが国民のともに／＼満足するところと信ずるものであります。そのここに至らしめたるは、終戦以来わが国民の独立を思うの熱誠、愛国の至情であるのであります。またこの熱誠なる至情は、つとに連合国、わけて連合国総指令官たるマッカーサー元帥の了解せられるところであり、久しきにわたりて終始かわらざる好意ある努力の結果であることを記憶すべきは申すまでもないことであります。

講和条約の問題は、自然わが国の安全保障に想到し、すでに種々論議の焦点となっておりますことは、もとより当然のことであります。わが国の安全は、国民みずからの力によって保障され、擁護せらるべきはもちろんであります。しかしながら、これをただちに再軍備に結びつけ、これを軽々に論断することは私のとらざるところであります。わが再軍備論は、すでに不必要な疑惑を中外に招いており、また事実上強大なる軍備は、敗戦後のわが国力の耐え得ざるところであることは明白であります。国の安全独立は、一に軍備軍力のみの問題ではないのであります。頼むべきは国民の独立自由に対する熱情であります。独立自由愛国的精神の正しき認識とその観念であります。この熱情及び正しき観念に欠くる軍備は、外に対しては侵略主義となり、内においては軍国主義政治となるのは、わが国最近の事実の経過に徴してはなほだ明らかなるところであります。再軍備に対しては、国民諸君は最も慎重を期せられたいと存ずるものであります。

朝鮮の動乱は、国際連合の努力にもかかわらず、今なお解決を見ないことは、まことに遺憾とするところであります。もとより世界にわたる民主、共産両陣営の間には根本的な対立が存在するのであり、従って、いわゆる冷たい戦争は容易に解消しがたいのであります。第三次世界大戦の勃発必要なるを思わしむるごとき神経戦は、今後ますます世界に至るところに激化することを覚悟しなければならないのであります。この間に処してわが国民に最も要望されるものは、一時的な戦局の推移に一喜一憂することなく、冷静毅然たる態度を持つることあります。世界の自由と平和と正義を確立せんとする民主主義国家の目的は、必ずや究極の勝利を収むべきものと私は確信いたします。わが国民は、右顧左眄することなく、世界政治に民主自由

主義の確立を目ざして他を顧みざるの気概を有すべきものであると私は存するのであります。

講和条約後わが国が真の独立国家として立ち上るためには、経済の自立をはかるはもちろんであります、強く国民道義を高揚し、国民の自立精神を振起することが根本であります。これがため文教の振興に一段の力をいたしたいと考うるのであります。

政府の財政金融政策の基調とするところは、すでにかち得た安定の基盤の上に、経済の自立を目ざして積極的に努力を積み重ねて行くことであります。近時わが国産業界がますます活況を呈していますが、久しきにわたる戦中、戦後、わけて敗戦日本の復興回復は、まことに容易の業ではないのであります。国民一致協力、わが国経済の着実な復興発展をはかるべきものであると存するのであります。

今回提出いたしました昭和二十六年年度予算案は、この構想によって編成せられたものであります。真の財政の均衡を堅持しつつ、産業経済の回復をはかるとともに、本年度に引続いてさらに大幅の減税を行わんと欲するものであります。前年来歳出の節減による減税に努め来たのでありますが、なお国民は重税に苦しみつつあるのであります。政府は、行政の簡素化、歳出の節約とともに、税制及び徴税方法の改善に一段の努力を払いたいと考えるものであります。

産業金融政策におきましては、資本の蓄積と輸出入の振興に重点を置く所存であります、ことに輸入の促進につきましては、国際的軍備拡充の気構えに伴い、諸原材料はその価格が高騰するのみならず、各種の重要物資の入手がはなはだ困難なる現状に顧みまして、国内資源の開発活用、輸入の促進をはかるとともに、必要な船腹の増強にその力を注ぎたいと考うるのであります。なおまた電力、鉄道交通及び通信事業の公共性、及びこれが産業開発の根幹をなす事実にも顧みまして、これら事業の拡充、振興に一層の努力を払いたいと考えます。

政府は、わが国の農林水産業の現状に顧み、これが発達奨励に必要な公共事業費等を計上するのほか、長期資金の確保につき、近くこれに関する特別措置を講ずる考えでございます。

また最近台風等による被害がはなはだしく、政府は重要施策の一として災害対策を重視し、さらに積極的に治山治水、利水事業の総合計画を強力に実する考えでございます。

わが国経済の自立振興のためには、労働秩序の安定が大切なことでありますが、幸いに昨年来、特需産業その他各種部門において雇用量は増加しつつあるのであります。政府は産業の振興によりさらに失業者の吸収をはかるとともに、失業対策事業費を増額計上し、失業者の就労の確保並びに生活の保護に努力いたしたいと存するのであります。

近来国民生活は漸次改善せられ、生活水準も向上しつつあるのでありますが、社会保障制度の整備及び結核の予防撲滅に注意し、政府は明年度よりその対策強化のため必要な予算を計上いたしております。

政府は、一層地方自治の確立をはかるために、地方の税及び財政制度等をさらに整備する目的をもって関係法律案を提案いたします。

政府は、現下の内外の諸情勢にかんがみ、警察制度の改正及び海上警備を一層充実いたす考えであります。

引揚げ問題に関して、いまなお多数の未還者のあることは、まことに遺憾に存するのでありますが、本件は先般国連総会にも上程せられ、わが国よりも代表が出席いたしたことは諸君御承知の通りでございます。幸い国際連合に捕虜に関する特別委員会が設置せられることになっております。この委員会の今後の活動に多大の期待を持っておるのでありますが、政府は目的達成のために、なお今後ともあらゆる努力を払う考えであります。

以上のほか、重要政務につき順次所管大臣より説明いたすはずでございます。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

資料②吉田茂首相の外交演説（1951年8月16日）および資料③吉田茂首相の施政方針演説（1951年10月12日）は予定した原稿枚数を超過するので割愛した。詳細は『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php を参照されたい。

（未完）